

第7日

令和4年12月7日（水）

午後1時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、6番佐々木明子議員の質問を許可します。6番佐々木明子議員。

（6番佐々木明子君登壇）

○6番（佐々木明子君） 皆様、こんにちは。6番佐々木明子でございます。師走に入り、何かとお忙しい中、傍聴にお越しくださいませありがとうございます。また、インターネットで御覧の皆様、ありがとうございます。

さて、パンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症が発生してから、やがて3年が過ぎようとしています。最も感染者が多く発生した今年8月をピークとした第7波は下火になりましたが、もう第8波が始まろうとしています。

しかし、今まで恐れていただけのコロナウイルスに対する国民の意識が変化してきているのではないのでしょうか。福岡県の感染者が1日4,000人を超えても、国の1日の感染者が10万人を超えても、国民は最近あまり騒がなくなったように見えます。ウィズコロナを選んだのでしょうか。

ゼロコロナ政策を今でも行っている中国では、大規模なデモがあちこちで発生しているようです。

感染症に対して、自粛という対策が取られた令和2年4月に入学した中学生、高校生も来春は卒業です。マスク生活を強いられ、友達との語らいも満足にできず、行動が制限された我慢、我慢の3年間だったことでしょう。そろそろウィズコロナでマスク依存の生活から脱却したいものです。

私自身のことですが、マスクを外して外出したい、友と語らいたいと思っても、外出の時はマスクを探して必ず着用している私です。どっぷり日本人をしているなど感じる今日この頃です。

これよりは、質問席にて質問をさせていただきます。

（6番佐々木明子君降壇）

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） それでは、通告に従いまして質問してまいります。

1、学校教育行政について。

小中学校におけるマスク着用と給食時のコロナ対策について質問させていただきます。

11月21日に開催された議会意見交換会において、小学校1年の子どもと一緒に参加された保護者から質問をいただきました。子どもはアレルギーやぜんそくの持病がある。マスクはウイルスを本当に防げるのかを考えると、マスクの着用は体にデメリットが多いのではないかと考え、学校と話し合い、マスクを着用はしていないとのこと。周りからの理解

は何とか受けられておりますが、マスク着用のメリット、デメリットをいま一度考えてほしいというものでした。

コロナウイルス感染症が全世界に広がって、やがて3年が過ぎようとしています。マスク着用の意義が問われ出した今日、学校でのマスク着用について教育課はどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの学校内でのマスクの着用についてお答えをいたします。

文部科学省からの通知に沿う形で基準を示しております。現在は、屋外では原則マスクは不要で、十分な身体的距離が確保できない状態で会話をいたします場合は、マスクを着用することとしております。また、屋内でも十分な身体的距離が確保でき、ほとんど会話を交わさない場合は、マスクの着用を必要としないものとしております。

一律にマスクの着用を不要とするのではなく、活動場所や活動場面に応じました張り張りのありますマスクの着用が行われるよう指導を行っているところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 朝倉市の小中学校においては、かなり先進的などいいますか、前向きなマスクの着用がなされているようで少し安心したところではありますが、保護者からは次の質問もありました。

給食時におけるコロナ対策について質問いただきました。楽しい時間であるべき給食において、パーテーションをして黙食をしている姿を見ると、驚きであり、疑問を持った。近隣の自治体、日田市、うきは市、筑前町、東峰村、小郡市、大刀洗町、福岡市に尋ねたが、パーテーションはしていないとのことだった。パーテーションをして黙食をする意義があるのかと問われました。

朝倉市は、パーテーションをして黙食しているのでしょうか。また、近隣の自治体は本当にパーテーションをしていないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねのパーテーションにつきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症におきましては、食事に伴います飛沫感染も問題視されておりまして、昨年度、教育課で机に置きますタイプのパーテーションを全校児童生徒分一括購入いたしまして、各学校に配布をし、新型コロナウイルス感染対策のため給食時に使用しております。北筑後教育事務所管内の市町村では、学校独自でパーテーションを購入し、使用しているところはあると聞き及んでおります。市町村単位でパーテーションを購入している自治体は朝倉市だけでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 私もほかの自治体でパーテーションをしていないという保護者の意見を聞きまして、関係する議員たちにお聞きしました。日田市は聞いておりませんが、うきは市、筑前町、東峰村、小郡、大刀洗、福岡、柳川、大牟田、私の知っている議員のところではどこもパーテーションはしておりませんでした。それらの自治体は、パーテーションはしておりませんが、黙食をはしているということでした。

そういった中、文科省が11月29日、コロナウイルス感染症に関連し、学校給食の際、児童生徒の間で会話をするのは可能とするという見解を発表しました。そして、驚いたことに、今回の改定の前から、必ず黙って食べるよう求めていると通知を出しています。さらに、座席配置の工夫や適切な換気の措置を講ずれば、給食時の児童生徒間の会話は可能としています。また、文科省は、子どもたちのコミュニケーションへの影響も指摘されるマスク着用について、体育など着用が不要な場では積極的にマスクを外すなど活動場面に応じたメリ張りのある着用を求めました。

文科省の通知などから、朝倉市の今後のマスク着用についての見解を教育長にお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 先ほどの教育部長が申しあげました文科省の考えに沿いまして、朝倉市としても今後は、マスクは場合によっては、TPOに応じて適切に着用するという形はしていきたいと思っています。

ただ、11月29日に、先ほど議員のほうから、文科省から給食時のおけるいわゆる黙食については、感染対策の対処方針から削除するという旨の文書が出ております。朝倉市教育委員会内で至急検討いたしまして、黙食については適切な感染対策を行った上で給食時の会話については行うことができるというように、市内全小中学校に12月1日に指示をいたしたところでございます。

しかしながら、今後、年末年始にかけて人流が増えることや、季節性インフルエンザが流行する可能性もあるという観点から、福岡県では12月1日に福岡オミクロン警報が発動されております。

このような状況を踏まえまして、給食中の会話についてマスクとは少し違うかもしれませんが、給食中の会話につきましては可能であるといったしましたが、パーテーションについては濃厚接触者を増やさないなどの一定の効果が見られるということから、いましばらく設置をして給食を取るというように各学校には伝えておるところでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 低学年におきましては、黙食しなさいと言ってもなかなか守らないでしょう。その保護者も、例えばおかわりをする時などは、もうすごい声で喜んでドタバタともらいに行ったとか、そういったところでパーテーションの意味があるのかとお

っしゃっていました。ですが、高学年、まして中学生においてパーテーション、どこの自治体でも行っていない、全国的にも行っていないパーテーションをする必要があるのかと私は思います。部長、その点はどうでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） パーテーションにつきましてお答えをいたします。

議員申されますとおり、学校給食は子どもたちの健康の保持増進を図るために重要な教育であると思っております。また、学校生活の中で子どもたちが楽しみにしている時間だとも思っております。

しかし、現在、新型コロナウイルスの新規陽性者数は増加傾向にございます。先ほど教育長も申されたように、これからも受験シーズンに入る時期でもありまして、季節性インフルエンザの同時流行にも備え、引き続き学校での感染対策に取り組む必要があるというふうに考えております。このため、パーテーションにつきましては、給食時の飛沫感染防止として引き続き使用し、感染を拡大させない努力を継続していきたいというふうに考えております。

なお、パーテーションの効果といたしましては、以前、保健所により濃厚接触者の認定が行われていた際に、給食時にパーテーションを使用していたことで周囲の生徒が濃厚接触者に認定されず、パーテーションの使用に一定の効果が見られるものであるというふうに認識しているところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） そんなに効果のあるパーテーションなら、全国どこでもしてもいいのでしょうか、ほとんどしていないということから考えると、前向きな、特に高学年、中学生におけるパーテーションの廃止をお願いしたいと思います。

次に、教育環境整備について質問させていただきます。

職員トイレ、子ども用トイレの現状については、本日、熊本議員が関連した質問をされていますので、私は1つだけ要望させていただきます。

今年、3月定例会で徳永議員も朝倉市小中学校の便器の洋式化について質問されています。朝倉市の令和2年の普及率が34.56%、全国平均57%、また、近隣の自治体と比べてもかなり低いようで、国庫補助金などを使い、スピーディーに取替えの推進を要望されています。

また、本日の熊本議員の質問では、普及率が35%になっているということで、若干増加しているようですが、私はそれに加えて、男子トイレを時代に合った快適な個室トイレにプランニングすることを要望いたします。昔から男子は個室に入ると大便をしていたとからかわれ、学校で排便を我慢する子が多いと聞きます。私も先日、中学校の保護者から、中学校になる息子が家に帰るまで大便を我慢していた。どうかならないものかという相談も受けております。今、家庭ではほとんど温水洗浄便器付の快適なトイレ環境に住んでい

る子どもたちです。1日の大半を学校で過ごす子どもたちの健康面、生活面からも早急な改革を要望いたします。

次に、全国学力テストについて質問いたします。

今年10月、テレビ報道番組で4月に実施された全国学力テストの事前対策について議論がなされていました。全国学力テストの都道府県順位で例年トップクラスの成績が続いている石川県で、多くの学校が連日にわたって授業時間や放課後などに過去に出された問題を解かせるなど事前対策をしていたそうです。ちなみに、今年も中学校で国語、数学、理科、3教科全て石川県が1位でした。

また、事前対策は石川県だけでなく、秋田県、山形県、富山県など全国的に広く行われており、日本教職員組合による2019年の調査ではありますが、小学校53.4%、中学校28.2%が事前対策を行っていて、その8割が4月当初から過去問による指導に取り組んでいたそうです。

そこで、朝倉市の小中学校において事前対策は行っているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの全国学力テストに向けた事前対策につきましてお答えをいたします。

福岡県教育委員会からは、全国学力テストの過去問を授業に取り入れまして、思考力、判断力、表現力等の育成を図る授業づくりを推奨するように通知がなされております。また、中学校の定期考査も活用問題を入れるように通知をされているところでございます。

全国学力テストの問題は市販のテストとは異なり、生活の中からの活用問題であったり、式や言葉を使った記述式で答えたりする問題が多く、問題文も絵図を交えた長文で読み取りの力が必要となっていまいります。

さらに、福岡県の公立高校入試の問題も全国学力テストに準じまして、活用問題を取り入れました内容に変更しているところでございます。

そこで、朝倉市ではこのような県の通知を受け、過度な事前対策ではなく、現在求められております思考力、判断力等の活用力の育成を図ることと、子どもの進路を保証しますことを目的に、過去問を取り入れた授業づくりや活用問題を取り入れた定期考査を実施するように指導しておるところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 県からの指導があったということをお聞きして、ちょっとびっくりしているところですが、さらに報道によると、石川県では5年生のときから昼休みや放課後などを使って過去問を解かせ、教科によっては年間10時間以上を学力テスト対策に当てているケースもあるということです。また、6年生になると、4月のテスト直前は授業の時間にも過去問解かせることが常態化しているそうです。

先ほども部長から説明受けましたが、朝倉市の事前対策はどのくらいの時間を費やしているのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育課筆頭主幹参事。

○教育課筆頭主幹参事（釜堀昌弘君） 先ほど、部長のほうからも話がありましたけども、朝倉市としては全国学力調査に向けての事前対策ということは行っておりません。ただ、県のほうからも指導があつておりますけれども、活用力や思考力を鍛えるような問題、そういった問題についての力をつけるような取組のほうは行っております。それに、前年度の活用力を問うような問題がありますので、全国学力テストの問題等を活用しながら活用力をつける授業等を行っているところであります。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 文科省は、学力テストの問題は良問なので活用すること自体は推奨しているそうです。ただ、テスト実施前に過去問や対策問題を解かせるのは行き過ぎた対策だ、本来の趣旨や目的に沿った学力の調査がなされるよう今後も周知を図っていきたいと通知があつております。

また、早稲田大学教職大学院の田中博之教授によると、事前対策は一人一人の先生の判断ではなく、通常は校長の指示があり、その前には校長会という組織があり、校長会は教育委員会からのお願いや指示が下りているのではないかと述べております。

教育長は、朝倉市の事前対策についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今、申されましたように、文部科学省のほうはそういった形で通知を出して、全国的に見ても非常にそういった対策を取つてあるところがあるというようには当然聞いております。ただ、朝倉市におきましては、点数だけを高めるためにそういった問題を事前にやるというようなことは、実際はそれを目的にというのは考えておりません。やはり思考力、判断力、表現力、しかも今は、公立の高校の入試にそういった判断力の問題が必ず数年前から出るようになりました。そういった高校入試対策も含めまして、特に中学校のほうではこういった判断力、思考力等を高めるような問題に日頃から解けるように、それは全国学力テストの問題が非常に適しているというふうに文部科学省は言っているところでございます。確かに、そういったのは活用させていただいておりますけども、点数を高めるためだけに行っているものではございませんので、その辺は御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 全国学力テストに公立学校は100%近く参加しておりますが、全国の私立の学校は50%くらいしか参加していないそうです。また、ランキングは国立学校、私立学校は参入されておられません。テストの結果に一喜一憂するのではなく、先ほど教育長も言われましたように、学力テストの結果を基に授業を改善することが最も大切なこ

とであり、行き過ぎた事前対策をすることがこれからもないように要望いたします。

次に、学校における働き方改革について質問いたします。

学校労働安全衛生体制について質問いたします。

教職員が教育活動に専念できる労働環境確保のため、学校は労働安全衛生管理体制を整備しなければなりません。

令和3年9月定例会でも質問しましたが、朝倉市における労働安全衛生体制について要綱の作成を要望していましたが、取組はなされましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お尋ねの要綱の作成につきましてお答えをさせていただきます。

現在、学校職員の安全衛生管理要綱は制定していないものの、朝倉市立学校衛生推進者選任要綱を制定しておりまして、その第3条に衛生推進者の職務としまして、衛生につきましてもうたっているところでございます。

働き方改革に係るストレスチェック実施も踏まえ、労働安全衛生管理体制としては整えているところでございます。

今後、学校が法律に準じ衛生委員会の設置要件に該当しました場合は、要綱を制定したいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 次に、衛生委員会について質問します。

朝倉市の小中学校は、全校職員数が50人未満の学校ですので、各学校に衛生委員会は設置されておられません。しかし、各学校にも衛生委員会の設置を要望していましたが、取組はなされますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お尋ねにお答えをいたします。

労働安全衛生法では、衛生委員会を設置するのは全ての業種で常時50人以上を使用する事業場となっております。本市の小中学校ではこれに該当しないため、同法第12条の2の規定に基づき、現在、各学校に衛生推進者1名を配置しているところでございます。

業務内容としましては、施設整備・点検や教職員の健康の保持促進措置等でございますが、その業務の全てを衛生推進者1名で行っているわけではなく、衛生推進者が中心となりまして、校長や教頭、養護教諭と情報を共有、連携しながら労働衛生に関します業務を遂行しております。

また、現状では衛生委員会設置の要件に該当せず、その上で任意で設置をすることは現場にかなりの負担が生じることが憂慮されるため、現在の体制により、引き続き学校の労働安全衛生に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 進展はなかったと捉えます。

次に、学校衛生推進者会議について質問します。

先ほども質問しておりますが、朝倉市には職員が50人未満の学校ばかりですので、衛生委員会は設置しないということですが、その代わりと申しますか、推進者を選出して学校衛生推進者会議を設置しております。

規則はないと回答があっておりましたが、それでは推進者会議はどこが管轄しているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 教育委員会が管轄をしております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） コロナ禍で職場の安全や健康状態を朝倉市の小中学校全体でチェックし、改善に取り組む重要な会議です。早急な規則の策定を要望します。

次に、総括労働安全衛生委員会設置について質問いたします。

令和2年12月、令和3年9月の定例会で衛生推進者、教育委員会、産業医、教職員組合代表などで構成する学校総括労働安全衛生委員会の設置を要望していましたが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

なるべく早く設置するよう昨年度より検討を重ねておりました。しかしながら、引き続きコロナ禍によりまして、教育委員会と学校も対応に苦慮をしている状態でございます。任意とはいえ、大事な委員会の設置につきまして、学校側ときちんと議論する機会を設けることが難しかったことを御理解いただきたいと思います。お尋ねしております。

教育委員会としましても労働安全衛生管理体制のさらなる充実は必要と考えております。これまで検討を重ねてきておりまして、今後も諸団体及び校長会と協議を進めて朝倉市立学校衛生推進委員会として体制を整備し、教職員が教育活動に専念できますよう適切な労働環境確保に努めたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） すみません、質問をするのを1つ忘れておりました。

令和2年度は、推進者会議は開催されなかったと回答があっておりましたが、令和3年度は開催されましたでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

2年度も開催をしており、3年度は書面にて開催をいたしているところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 令和2年度は開催されたのですね。何回開催されたのでしょうか。



か。令和2年度と令和3年度。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えいたします。

どちらも2月に1回ずつ開催しております。繰り返しになりますけども、3年度は書面にて開催いたしましたところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） コロナ禍でやはり学校現場においても、かなりな学校間のいろんな話合いがあつてしかるべきと思っております。1回というのはやはりどう考えても少ない。まして、書面での会議というのは論外だと思っております。コロナが蔓延しております。まして非常事態ではありましたから仕方ないとは申せ、もう少しリモートといいますか、今パソコン、学校もありますでしょうからリモート会議するとか、そういったことでいろんな共通の話し合いの場を持っていたら良かったと思っております。

先ほどから申しましておりますように、50人未満の学校も衛生委員会を設置して、職場の安全や教職員の健康状態を話し合い、その上で朝倉市小中学校全体で総括労働安全衛生委員会を早急に設置すべきと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 先ほどから教育部長が申しあげましたように、取り急ぎ関係機関と協議を行い、朝倉市立学校衛生推進会の参加体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） どうぞよろしく願ひいたします。

次に、給食費の公会計化の進捗状態について質問してまいります。

令和元年7月に制定された文部科学省の学校給食費の公会計化に関するガイドラインには、学校給食費について公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示されています。

平成30年6月の定例会で給食費の公会計化を要望してから、今回で6回目の質問となります。この間の答弁として、他自治体の事例を研究し、なるべく早く導入するための方策を分析、調整している。予算のめどがついた段階で議会に図りたいと回答がっております。進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員おっしゃいますとおり、令和元年7月に文部科学省で作成されました学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが示され、地方公共団体におけます学校給食費の公会計化を行うとともに、保護者からの給食費の徴収、管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことが促進をされているところでございます。

学校給食の公会計化を導入するには、条例、規則の制定や給食費徴収管理システムの選

定、人員体制の確保など調整を行う必要がございます。

これらの調整と併せまして、令和3年度より給食費の徴収方法の検討や給食費徴収管理システムの要件検討などを開始し、今年度につきましては給食費の債権化についての調査研究や給食費徴収管理システムの要件整理に着手をいたしております。システムを導入した際の教育委員会と学校との各種事務取扱い範囲につきまして、併せて調査研究に着手したところでございます。

なお、他市町村の公会計化への取組状況も注視しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 文部科学省の通達にもかかわらず、給食費の公会計化は全国でもなかなか進んでおりません。しかし、給食費の公会計化実現に向けて長い間調査研究に取り組んでいただいている教育課には心から敬意を表し感謝申し上げます。

しかしながら、給食費の公会計化は教職員の働き方改革推進に大きく貢献するものです。学校給食の運営は自治体が行わなければなりません。市長、学校給食費の公会計化に対するお考えをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 私のほうで回答させていただきます。

平成30年6月の定例議会より給食の公会計化についての御質問をされ、今回で6回目の質問、そして御要望というふうにお聞きしております。

公会計化につきましては、その効果というのを十分理解をしているところでございます。今後は導入に向けて様々な課題を一つ一つ解決しながら検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 市長。

○市長（林 裕二君） 学校給食の公会計化についてであります。

今、教育部長、そして教育長からお答えがされたところでございます。教育委員会、そしてまた教育長をはじめ教育課等になろうかと思えますけど、そちらの意見を聞きながら対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 教育長、市長、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。学校給食費の早期の公会計化を切にお願い申し上げます。

次に、産後ケア事業について質問させていただきます。

産後ケアの現状について。

朝倉市は、平成30年11月に地域子育て包括支援センターあさくらっこを設立し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的支援を実施しています。また、令和元年4月からは他の自治体に先んじて産後ケア事業にも取り組んでいます。

そこで、産後ケアの現状についてお尋ねいたします。

産後ケア事業とは、皆様御存じのように、産後ケアを必要とする産後1年を経過しない女子及び乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制です。

令和元年12月議会、令和2年3月議会で3名の議員が産後ケアについて質問されました。令和元年は利用者がいなかったようですが、令和2年、令和3年において産後ケア事業の利用者がありましたでしょうか。ありましたら利用者数をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 産後ケア事業につきましては、今議員がおっしゃられたように、平成31年4月に事業を開始いたしております。市が委託しております産科医療機関や助産所で、宿泊や日帰りによります母親の健康管理や産後の生活へのアドバイス、乳房ケアやトラブルについての相談及び沐浴や授乳指導、発育、発達に関すること等の育児支援を行っております、利用者には所得に応じて自己負担を支払っていただいております。

まず、委託先について報告いたします。令和元年度が3か所委託をしております。それから、令和2年度が4か所、令和3年度からは5か所に委託をしております。

実績でございますが、令和元年度は利用実人員が1人で、延べ利用回数が5回、内訳は宿泊型が5回で、市外の施設を利用されておられます。令和2年度は利用実人員が2人で、延べ利用回数が9回、内訳は宿泊型が7回、日帰り型が2回で、2人とも市外の施設を利用されておられます。令和3年度は利用実人員が8人で、延べ利用回数が18回、内訳は宿泊型が12回、日帰り型が6回で、市内の施設利用者が4人、市外の施設利用者が4人でございます。令和4年度は10月末現在でございますけれども、利用実人員が8人で、延べ利用回数が18回、内訳は宿泊型が14回、日帰り型が4回で、市内の施設利用者が1人、市外の施設利用者が7人でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 次に質問したいことを全部おっしゃられましたので、令和3年からかなり利用者が8名と増加しているようですが、それでもどちらを利用されたかというところ、結局、市内2施設と市外が3施設、合計5施設に委託している中で、市外の施設に利用されているという方が多いと今お聞きしましたけれど、これについてどんなことが考えられますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市内の産科医療機関が市内には1施設でございます、近隣の市町村に産科医院がございますので、そちらのほうの利用をされている方がいらっしゃいます。また、産科医療機関等から産後ケアのほうに、この要件に該当されます方につきましては、利用の促進をお願いしているところもございまして、そちらのほうからも

進めていただいている結果とっております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） それにしても、令和4年は10月末現在が8名というところで、若干令和4年度については増加するのかもしれませんが、朝倉市の令和元年、令和2年、令和3年の出生数をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 令和元年度の出生数は311人、令和2年度の出生数は282人、令和3年度の出生数は298人でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 母子手帳を交付した数から見ますと、出生数が多いようですので、多胎児といますか、双子とかそういった方も多くいらっしゃるのかとは思いますが、300名近くの妊産婦がいらっしゃる中で、8名の利用者数というのは、産婦全体数から見て多いとお考えでしょうか、少ないとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） この産後ケアにつきましては、国の要綱に基づいて市のほうは実施しておりますので、その対象になられる母子の方については、該当になられる方については利用をいただいているというふうに思っております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 2020年、令和2年10月に行われた筑波大学の松島みどり准教授の研究によると、産後1年未満の母親を対象に行ったアンケート調査では、回答が得られた2,000人のうち、24%の約500名に鬱傾向が見られたとのこと。一般的に、1割程度が産後鬱になるとされる近年の状況を上回ったのは、コロナ禍が産後鬱のリスクを高めている可能性があるかと指摘しています。その文献によりますと、朝倉市は令和3年の産婦数から大体20名から60名以上の方が産後鬱傾向にあるのではないかと懸念されます。

令和2年3月議会での利用者が少ない理由として、1週間前に申請書を提出しなければならぬことがネックではないかと答弁がありましたが、申請方法と利用者を増やす取組はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 議員がおっしゃいますように、利用希望者は事前に市のほうに今申請をさせていただくというふうになっておりますけれども、緊急性とかがある場合につきましては、1週間前の申請書を提出することなく、市のほうで調整をしまして、受けていただくような体制は取っているところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 産後ケア事業を利用しないで、産後を無難に過ごすことができるのが最善ですが、コロナ禍でもあり、産後に不安を抱えて過ごしている方に産後ケ

ア事業を周知し、利用拡大につながるいま一層の努力を要望いたします。

次に、朝倉らしい産後ケアの取組状況について質問いたします。

令和2年3月議会の部長答弁の中で、朝倉らしい産後ケア事業について述べられていました。朝倉市の状況を見ると、支援できる家族が近くにいると考えるが、困っている人は地域でみんなで子育てをするのが朝倉らしいと考える。困っている人は相談していただきたいとありました。小川保健福祉部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 朝倉市のほうでは、子育て相談センターあさくらっこを設置しておりまして、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のための包括的な支援を行うことによりまして、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を提供する体制を構築しているところでございます。

妊娠届時には全員に面談を行いまして、子育てプランを一緒に作成して、妊婦に出産までの見通しをもっていただくとともに、産前産後の支援手続について一緒に確認をして、母子手帳を交付しております。

また、毎月健康課の子育て相談センター担当者と母子保健担当者が会議を行いまして、母子手帳交付時に取ったアンケート内容や面談の状況から、継続的な支援が必要な妊婦には支援プランを作成いたしまして、継続的に支援を行っております。

出産後の赤ちゃん家庭訪問は、第1子を健康課の保健師及び助産師が担当し、第2子以降を子ども未来課の保育士が担当しております。第1子の場合は出産後約2週間を目安に健康課の保健師が電話で母子の様子を確認いたしまして、必要があれば早期に訪問をいたしております。通常はおおむね2か月以内に家庭訪問をしているところでございます。家庭訪問では、乳児の発育、発達の状況確認、それから母乳、育児相談、母子保健及び子育て支援状況の紹介などを行い、産後不安が強い時期のサポートに努めております。

また、毎月育児相談を実施しておりまして、助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別相談に応じております。第2子以降の場合は、子ども未来課の保育士が出産後4か月を目安に家庭訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児の相談に応じております。

出産後に市の産後ケア事業の対象に該当する場合は、産科医療機関等から産後ケア事業を勧めさせていただいております。

また、妊娠期から子育て期の対象時期に応じた支援内容を携帯電話のメールで受信することができるあさくら子育て応援きずなメールを配信したり、出産前の両親学級や母親学級の開催、赤ちゃんのお世話の動画をホームページに掲載するなど、親になることの不安や戸惑いが少しでも和らぎ、喜びや楽しみになるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的支援が朝倉らしいケア事業なんだと、考えられてあると理解いたしました。私も前部長が述べられましたよ

うに、相談事業が朝倉らしいケア事業になるのではないかと考えております。朝倉市にある産前産後ケアハウスを利用された方のアンケートや、ほかの自治体のアンケートによると、産後ケアの利用希望が多かったのは、半日程度の育児相談、母乳相談、身体、乳房ケアなどの相談サービスを受ける機会を設けてほしいということでした。国の補助対象ではございませんが、朝倉らしい独自の産後ケア事業として、半日程度の育児相談や母乳相談、身体、乳房ケアの相談が気軽にできる施設を市内に何か所か設けていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時5分に再開いたします。

午後1時53分休憩